

平成20年5月30日

各 位

会 社 名 OUGホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 溝 上 源 二  
(コード番号 8041 大証 第一部)  
問 合 せ 先 常務執行役員  
経営基盤グループ担当 中 江 一 夫  
電 話 番 号 06-4804-3031

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月30日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 補欠監査役の選任要件と監査役の選任要件を統一するために、補欠監査役の選任決議の定足数を、監査役の選任決議の定足数と同様の内容とするものであります。
- (2) 補欠監査役の任期調整を可能とするために、補欠として選任された監査役の任期を、退任した監査役の任期の満了の時までとするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会  (監査役の員数) 第30条 本会社の監査役は、4名以内とする。 (監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 (新 設)  (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)	第5章 監査役および監査役会  (監査役の員数) 第30条 (現行どおり) (監査役の選任方法) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。 <u>3. 補欠監査役の選任方法は、前2項と同じとする。</u> (監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月27日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成20年6月27日(金曜日)

以上